

令和7年度
原子力システム研究開発事業

公募説明会



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



公益財団法人原子力安全研究協会
NUCLEAR SAFETY RESEARCH ASSOCIATION

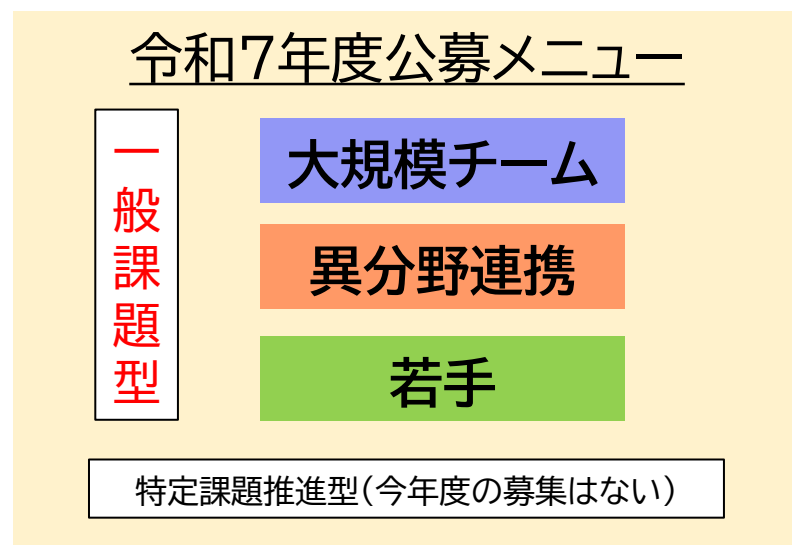
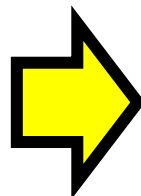
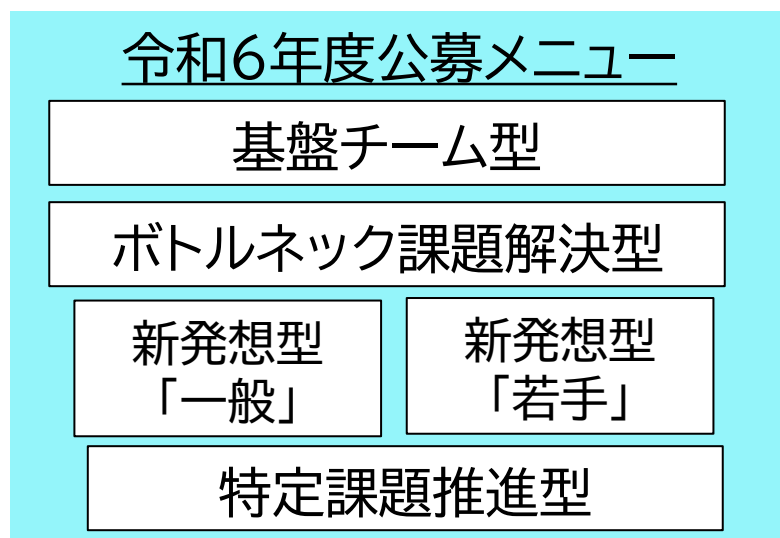
本日の説明内容について

1. 原子力システム研究開発事業の令和7年度の募集について
2. 事業の体制について
3. 応募対象者について
4. 募集カテゴリーについて
5. 2段階申請、延長審査について
6. 審査基準について
7. 審査の進め方・スケジュールについて
8. 課題の管理と評価について
9. 提案書類の作成について
10. 委託契約等について
11. 年間スケジュールイメージについて
12. 申請様式の記入例について(別紙)

1. 原子力システム研究開発事業の令和7年度の募集について

原子力システム研究開発事業は文部科学省における原子力科学技術に関する研究開発の支援を専らの目的とした唯一の競争的資金制度です。

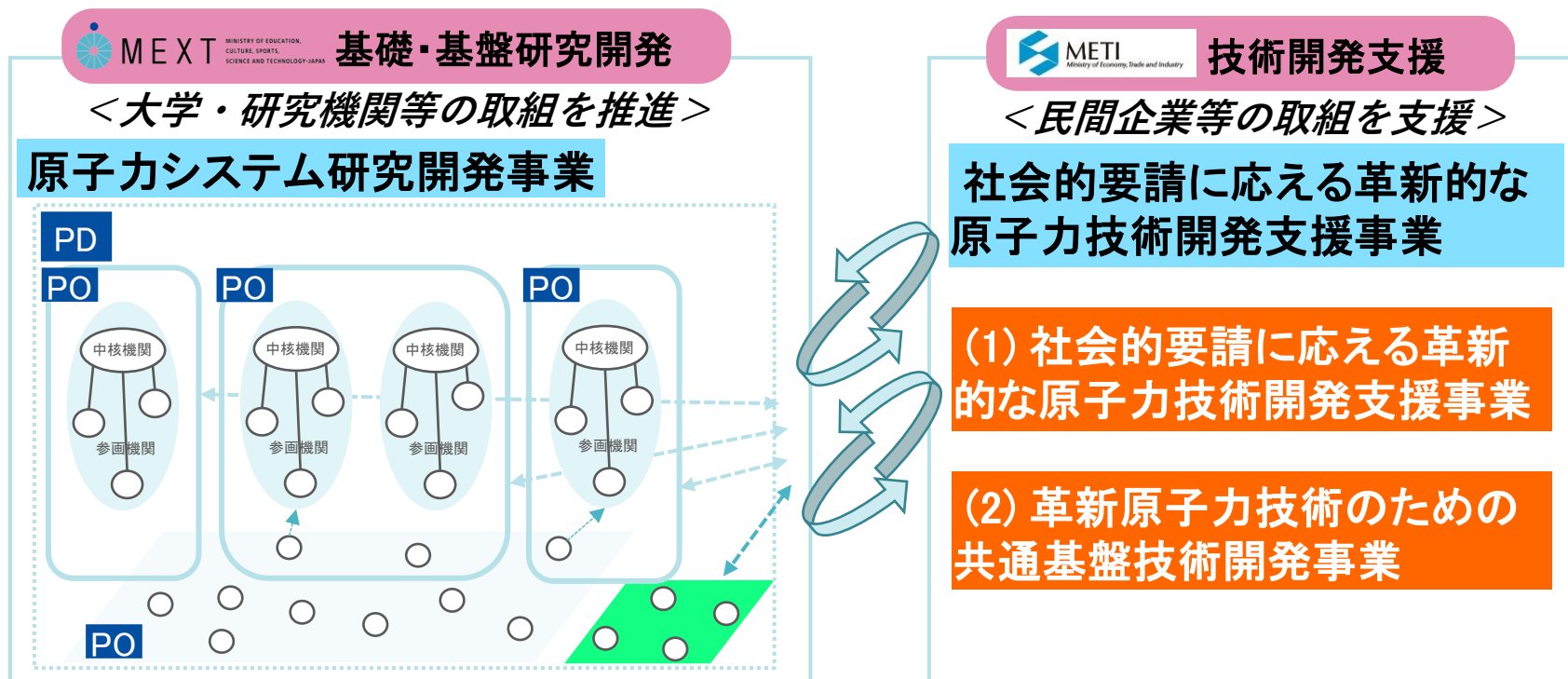
原子力システム研究開発事業はNEXIPイニシアチブ(経済産業省との連携の枠組)の一環として実施するものであり、令和7年度では、昨今の原子力科学技術を取り巻く状況変化やこれまでの本事業で指摘されてきた課題を鑑みて見直しを進める中で、従来の「基盤チーム型」「ボトルネック課題解決型」「新発想型」を再編し、新たに「大規模チーム」「異分野連携」「若手」3つのカテゴリからなる「一般課題型」を設けました。



1. 原子力システム研究開発事業の令和7年度の募集について

NEXIPイニシアチブにおける事業の位置づけ

NEXIP (Nuclear Energy × Innovation Promotion) イニシアチブ



原子力関連技術のイノベーション創出につながる研究開発を支援

1. 原子力システム研究開発事業の令和7年度の募集について

見直しのポイント

- 「基盤チーム型」「ボトルネック課題解決型」「新発想型」を再編し、新たに「大規模チーム」「異分野連携」「若手」3つのカテゴリーからなる「一般課題型」のテーマ・枠組を新設。(テーマによる絞り込みは行わない。)
- 若手研究者の応募を促進するため、「若手」の応募枠を「**40歳以下の研究者**(助教、ポスドク含む)」とする。
- 大規模チームは**5年間を基本**として、3年目に中間評価(ステージゲート評価)を実施。異分野連携、若手は**3年間を基本**として、**3年度目のステージゲート審査にて追加ステージに移行するか否かを審査**。
- 基本額での申請に加えて、応募時の申請に応じて増額を認める**2階建てのプロポーザル**。

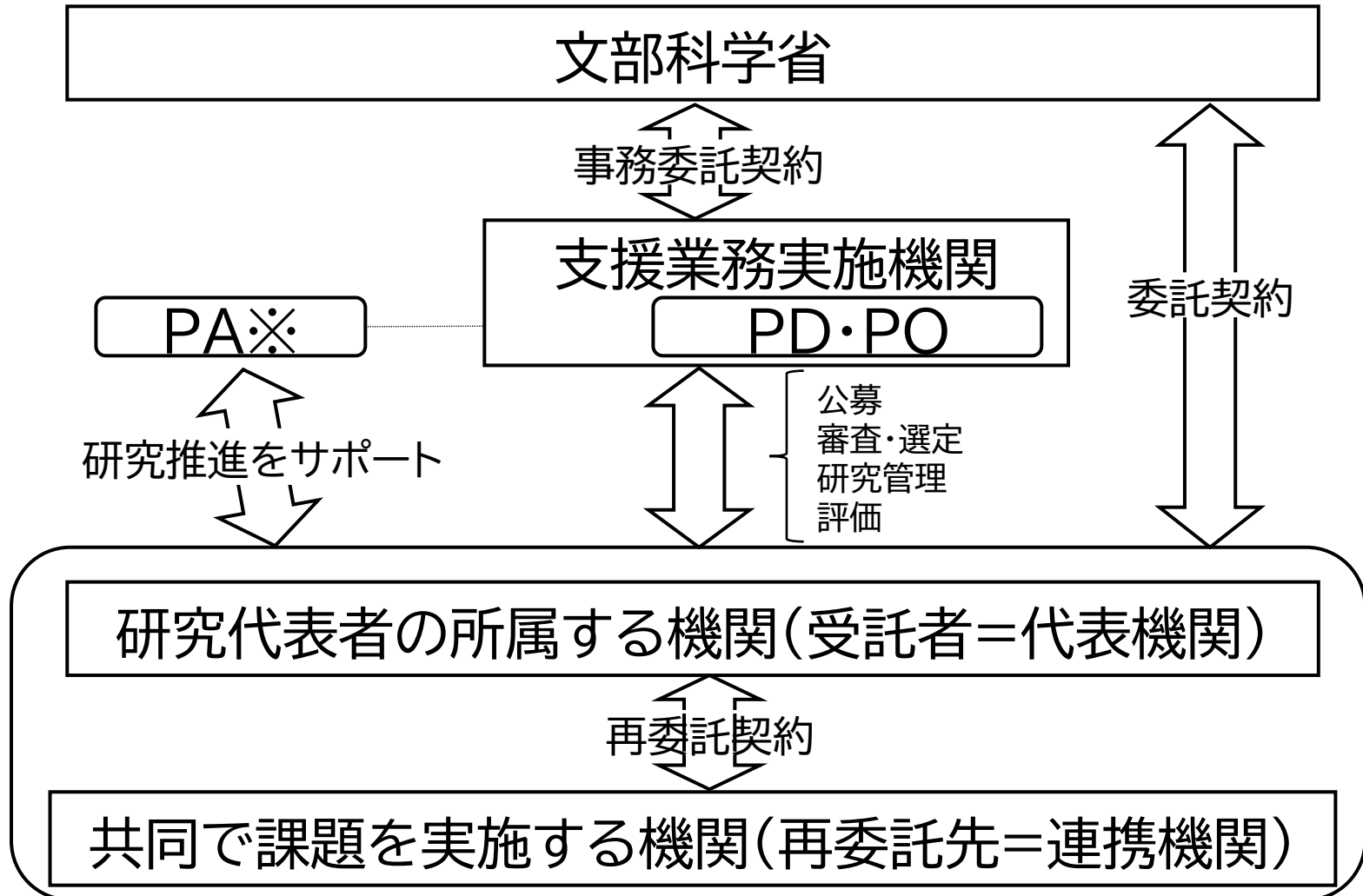
制度

項目	一般課題型			特定課題推進型
	大規模チーム	異分野連携	若手	
概要	アカデミア・企業・研究機関等の研究者で構成するオールジャパン体制のチームを編成し、中～大型の研究開発や社会実装に取り組む課題提案を支援	情報科学、医学・薬学、宇宙、原子核物理学など、原子力以外の分野と連携して革新的な成果を目指す研究開発等に取り組む課題提案を支援	40歳以下の研究者(助教、ポスドク含む)による、新規性・独創性のある(基礎)研究等に取り組む課題提案を支援	原子力政策で示された重点的に取り組むべき課題に対して、解決の糸口となるように基礎・基盤研究開発を実施。
研究期間	5年以内	3年+延長(最大5年)※	3年+延長(最大5年)※	5年以内
採択予定件数	1件程度	1~2件程度	2~5件程度	- (令和7年度の募集なし)
研究経費(年間)	5,000万円以下+追加(最大10,000万円以下) ※※	2,000万円以下+追加(最大3,000万円以下) ※※	1,000万円以下+追加(最大1,500万円以下) ※※	4,000万円以下

※ 基本は3年とし、追加で最大2年分として各々のステージの計画を提出し、3年度目の延長審査にて追加ステージに移行するか否かを審査する。

※※ 基本額+追加措置額の2段階提案とし、追加措置の可否について審査にて判断する。

2. 事業の体制について



※提案内容によっては、採択後に文科省より採択課題の技術領域に応じた専門家であるプログラムアドバイザー(PA)を紹介し、研究体制に組み込む場合があり、PAは専門的知見に基づく助言により研究推進をサポートします。

3. 応募対象者について

本事業に応募できるのは、自ら研究を実施する以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等に所属する職員とし、申請者は申請する事業を取りまとめ運営管理を行う研究代表者及び研究代表者が所属する機関の代表者とします。

- ・大学及び大学共同利用機関法人
- ・高等専門学校
- ・国公立試験研究機関
- ・独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、特殊法人及び認可法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・公益社団法人又は公益財団法人
- ・民間企業(法人格を有する者)
- ・特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)

応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期海外出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

3. 応募対象者について

(注意点)

不合理な重複・過度の集中に対する措置

公募要項(P53～)記載のように、不合理な重複や過度の集中が見られる場合は、本事業において審査対象からの除外、採択決定の取消し、又は、経費の減額を行うことがあります。

4. 募集カテゴリーについて

大規模チーム

原子力分野のイノベーション創出に向け、我が国の原子力技術を支える基礎・基盤研究を戦略的に進めるため、アカデミア・企業・研究機関等の研究者で構成するオールジャパン体制のチームを編成し、中～大型の研究開発や社会実装等に取り組む課題提案を支援するカテゴリーです。社会へのインパクトを志向しており、応用研究では研究期間中または終了後に研究成果が直接社会実装に利用されるか、NEXIP事業など社会実装を志向した連携事業に後継されること、基礎・基盤研究ではメカニズムの解明や理論構築など原子力分野の研究を大きく飛躍させ、社会へインパクトを与えることを期待しております。

チーム構成および研究代表者に求められること

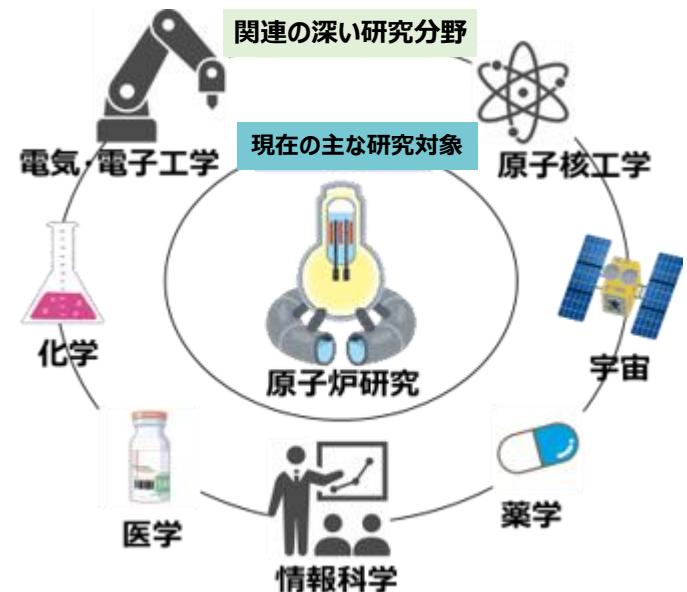
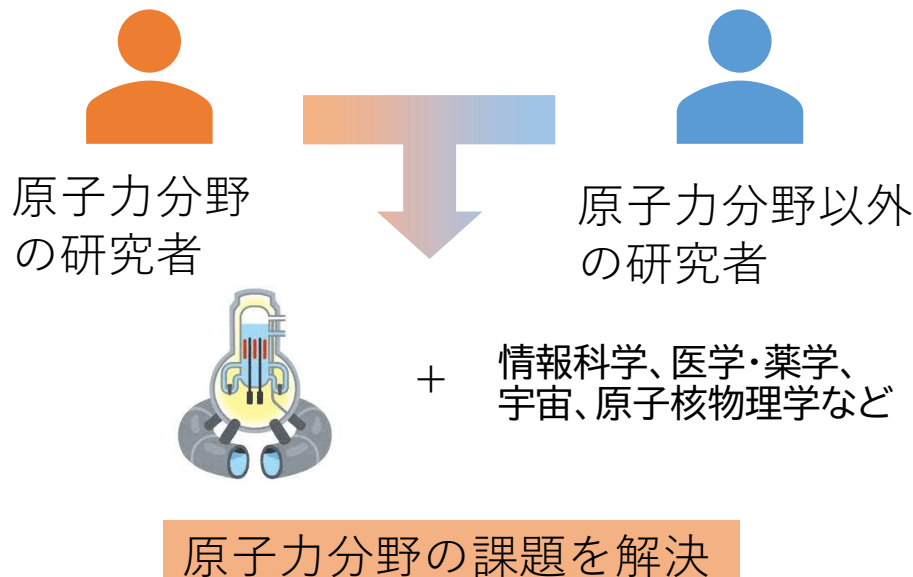
- 要素技術開発を集積させた中・大規模な研究開発チームで、幅広い分野の知見を取り入れながら研究開発を実施すること。
- 研究代表者が中心となり、原子力分野における技術課題を俯瞰して各要素技術をまとめ、一体となった研究開発を推進すること。
- 各要素技術の開発を中心にしながらも共通して取り組むべき課題の解決には横断的に推進すること。
- 研究期間中または終了後に成果が社会実装等に結びつくことを具体的に示すこと。

4. 募集カテゴリーについて

異分野連携

情報科学、医学・薬学、宇宙、原子核物理学など、原子力以外の分野と連携して**革新的な成果を目指す**研究開発等に取り組む課題提案を支援します。

(原子力分野で培われてきた)**過去の条件・経験則**や**従来の前提・制約にとらわれない新しい発想が提案されること**、原子力分野の研究者が異分野の知見を取り入れて原子力分野の技術・学理課題を解決すること、または異分野の研究者が原子力分野の研究者の協力を得て原子力分野の技術・学理課題を解決することを期待しており、原子力分野の技術・学理課題の解決への道筋を明確にすることを求めています。



4. 募集カテゴリーについて

異分野連携

チーム構成および研究代表者に求められること

- 研究代表者が中心となり、原子力分野における技術・学理課題に対して異分野の知見を取り入れながら研究開発を実施すること。幅広く異分野の研究者・企業を体制に入れ、各要素の研究結果を取りまとめることが推奨される。
- 研究代表者は原子力分野の研究者である必要はないが、応募提案が原子力分野における技術課題に対していかに効果があるか、どのような点が(原子力分野での従来の研究と比べて)異分野かを示すこと。
- 原子力分野の研究者が代表となった場合、異分野の研究者を再委託先またはアドバイザーとして体制に含むこと。
- 異分野の研究者が代表となった場合、原子力分野の研究者を再委託先またはアドバイザーとして体制に含むこと。
- 各要素技術の開発を中心にしながらも共通して取り組むべき課題の解決には横断的に推進すること。

異分野の定義

- 研究領域が異なる場合のみではなく、「異なる技術、手法の組み合わせにより、既知の学問を超えた革新的な知見・知識の創出が期待できる場合」も、異分野とする。

4. 募集カテゴリーについて

若手

40歳以下※の研究者(助教、ポスドクを含む)による原子力分野のイノベーション創出を目指す挑戦的・ゲームチェンジングな基礎・基盤研究開発を幅広く実施します。研究提案には探索的性質を持っていても良いが、研究構想の実現に必要な手掛かりが得られており、原子力分野における技術・学理課題の解決への筋道が明確であること、応用・実用研究又は基礎・基盤研究への貢献することを求めています。

本カテゴリーでは、若手研究者が本事業の実施を通じてキャリアアップすることを期待しています。原子力以外の分野の研究者を含め、多様な分野からの提案を期待します。

※令和7年4月1日時点での年齢とします。

チーム構成および研究代表者に求められること

- 研究代表者が中心となり、原子力分野における技術・学理課題に対して独創的・挑戦的なアイデアに基づき研究開発を推進すること。
- 各要素技術の開発を中心にしながらも共通して取り組むべき課題の解決には横断的に推進すること。

4. 募集カテゴリーについて

公募対象となる技術について

Q:公募対象となる原子力技術とは具体的にどのような技術でしょうか。また、核融合や人文・社会科学に関する研究は対象となるのでしょうか？

A:研究開発段階にある新型原子炉に関する研究開発、核燃料物質の原子炉燃料としての使用・再処理または加工に資する研究開発が対象となります。ただし以下の点についてご留意ください。

- 核融合は対象とはなりません。
- 実証炉のみを主体とした研究は対象とはなりませんが、研究成果を実証炉に発展させることを制限するものではありません。
- 人文・社会科学単独での研究は対象となりませんが、前述した研究開発に人文・社会科学を含め、技術の社会実装の道筋を検討することは期待されます。

Q:福島第一原子力発電所の廃炉に関する研究開発は対象となるのでしょうか？

A:原則対象外です。「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」での実施が望ましいため、上記事業への申請をご検討ください。

5. 2段階申請、延長審査について

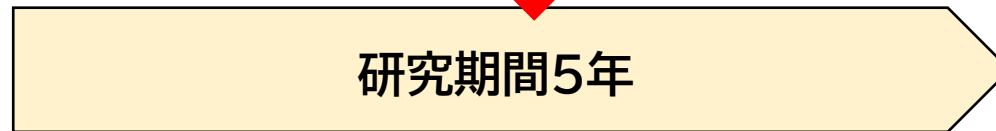
【研究期間について】

大規模チーム

採択の3年度目にステージゲート評価(中間評価)を実施します。本評価においてステージゲートの基準に達していないと判断された場合、4年度目以降は課題の継続を認めない場合があります。



3年度目にステージゲート評価を実施

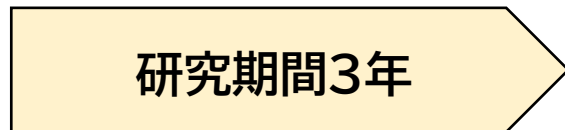


異分野連携

若手

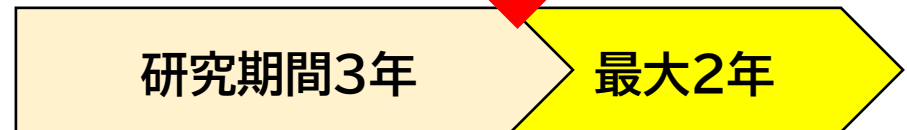
基本は3年以内とし、希望する場合、3年度目の時点で最大2年分の延長計画を提出し延長審査にて延長ステージに移行するか否かを審査します。

3年度目に
延長審査を実施



基本

ただし



基本

希望延長分

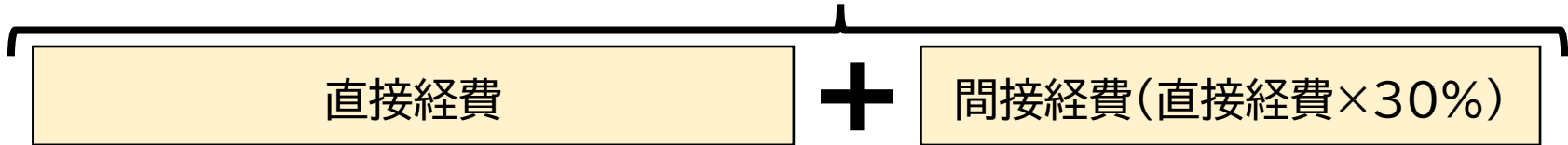
ステージゲート評価や延長審査とは別に、**毎年の進捗管理に応じて研究計画を見直し**をお願いすることがある。

5. 2段階申請、延長審査について

【研究経費について】

研究に要する経費は、研究に係る直接経費と間接経費(直接経費の30%)で構成されます。

研究経費



基本額 + 追加措置額の**2段階提案**とし、追加措置の可否について審査にて判断します

大規模チーム

追加措置額
5,000万円以下

基本額
5,000万円以下

10,000万円
年間総額最大

異分野連携

追加措置額
1,000万円以下

基本額
2,000万円以下

3,000万円
年間総額最大

若手

追加措置額
500万円以下

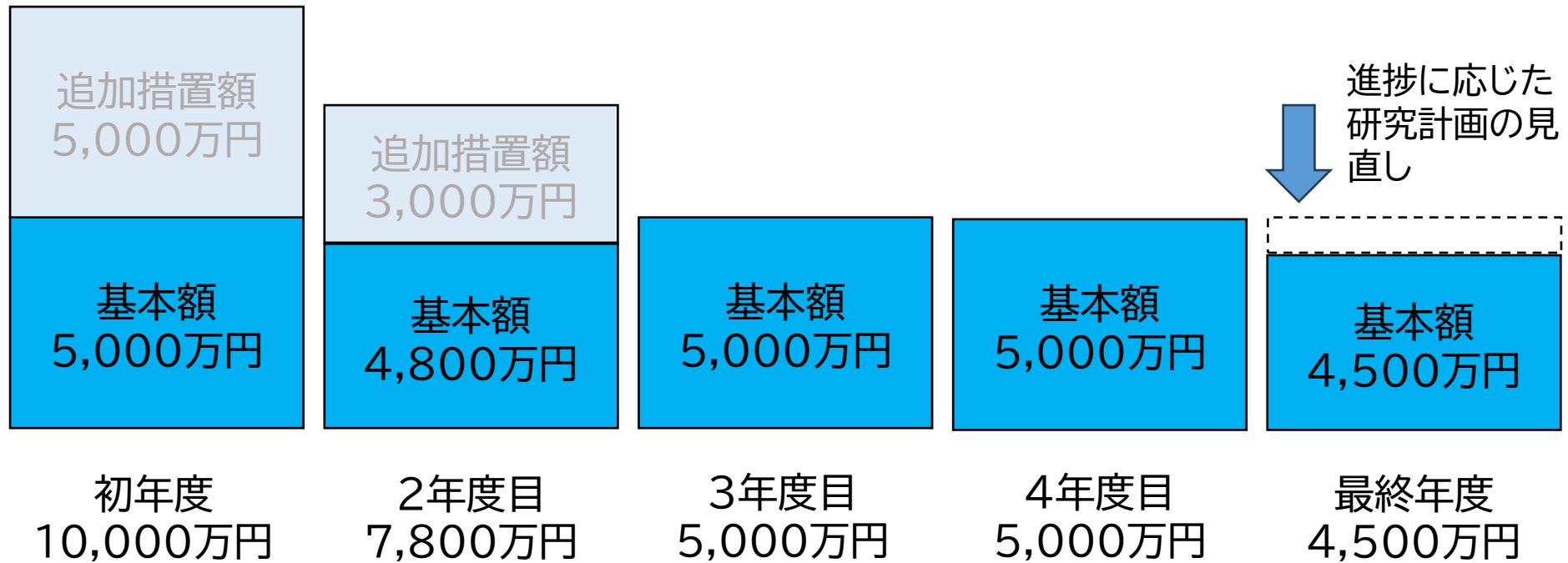
基本額
1,000万円以下

1,500万円
年間総額最大

5. 2段階申請、延長審査について

【研究経費についての例】

大規模チーム において、初年度に5,000万円、2年度目に3,000万円の追加措置を希望した場合（年間総額最大10,000万円）



異分野連携

若手

は3年分で計画、申請してください

5. 2段階申請、延長審査について

基本額＋追加措置額の2段階提案とし、追加措置の可否について審査にて判断します。
なお、延長審査においても2段階の提案を可能とします。

大規模チーム

異分野連携

まず、**原則として、基本額で実施できる内容を提案ください。**その上で、追加措置をご希望の場合、どれだけの追加予算でどれだけの追加的な成果が期待できるかを提案ください。

増額分はオプションな選択として計画書に明記ください。追加措置は審査によって認められる場合もあります。追加措置を前提とした提案とならないようご注意願います。

若手

基本額での提案を基本とし、実験装置の整備などやむを得ない事情により必要だと判断される場合において、追加措置による増額を含む研究内容を提案いただき、計画書に追加措置により見込まれる成果、必要性含む申請に至る理由等を明記ください。

5. 2段階申請、延長審査について

追加措置について

Q:「大規模チーム」、「異分野連携」で追加措置を申請する場合において、基礎額での申請から項目を組み替えて申請することは可能でしょうか？

A: 追加措置での申請において研究項目の一部変更や組み替えなどが発生する場合、申請書内でどの項目において変更が発生したことを明記頂くことで申請することができます。

Q:応募期間内で追加措置を希望しない年度があってもよいでしょうか？

A:特定の年度(初年度や2年目)のみ追加措置を申請することは可能です。

6. 審査基準について

【審査基準及び配点】

(カテゴリー別)

①研究目標の妥当性および研究成果、発展性
(ターゲット・ゴール) … 1点 ~ 10点

②研究計画、体制の妥当性、効率性
(アプローチ・リソース) … 1点 ~ 10点

(カテゴリー共通)

③ワークライフバランス … 0点 ~ 1.1点

21.1点満点

④研究費用の妥当性、効率性 … 適 or 否 評価

⑤ **大規模チーム** **異分野連携**

追加措置申請(追加措置額)に関する評価 … S、A、B、C評価

※①から④は基本額の申請について評価、⑤は追加措置額についての評価。ただし、若手については、⑤の追加措置申請に関する評価は行わず、①から④の基本額の申請に含めて評価する。

6. 審査基準について

	大規模チーム	異分野連携	若手
① 研究目標の妥当性および研究成果、発展性(ターゲット・ゴール)配点:10点			
①-1 研究目標の妥当性(ターゲット)	・原子力の利活用に資する研究目標であり、研究の必要性・重要性が明確か。		
	・産業界や社会のニーズを的確に捉えた目標が設定されているか。	・異分野の知見を取り入れた目標設定となっているか。	・提案する研究開発が、国内外の研究開発動向に鑑み、革新性・独創性に富む挑戦的な内容となっているか。
①-2 研究成果、発展性(ゴール)	・開発した技術の社会実装等に向けた道筋を具体的かつ定量的に示しているか。	・研究成果により、原子力の技術・学理課題の解決への道筋が明確で具体的であるか。	・研究目標の達成により、 実用・応用研究 又は 基礎・基盤研究 へ貢献が期待できるか。
	・成果が 社会に与えるインパクト を示しているか。	-	・研究成果により、技術・学理課題の解決への筋道が明確か。
② 研究計画の妥当性、効率性(アプローチ・リソース)配点:10点			
②-1 研究計画の妥当性、効率性(アプローチ)	・関連する先行研究のサーベイが行われ、先行研究に対する独自性や相補性が示されているか。		
	・研究構想の実現に必要な手掛かりが得られているか。		
	・技術的・学理的課題及び難易度が適切に把握されており、その解決へ向けた研究項目が過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。	・技術的・学理的課題及び難易度が適切に把握されており、その解決へ向けた研究項目が過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。	・技術的・学理的課題及び難易度が適切に把握されており、その解決へ向けた研究項目が過不足なく設定されているか。
	・研究を実施するため、効率的な研究計画となっていることが示されているか。		
	・適切なステージゲートが設定されているか。	-	-

6. 審査基準について

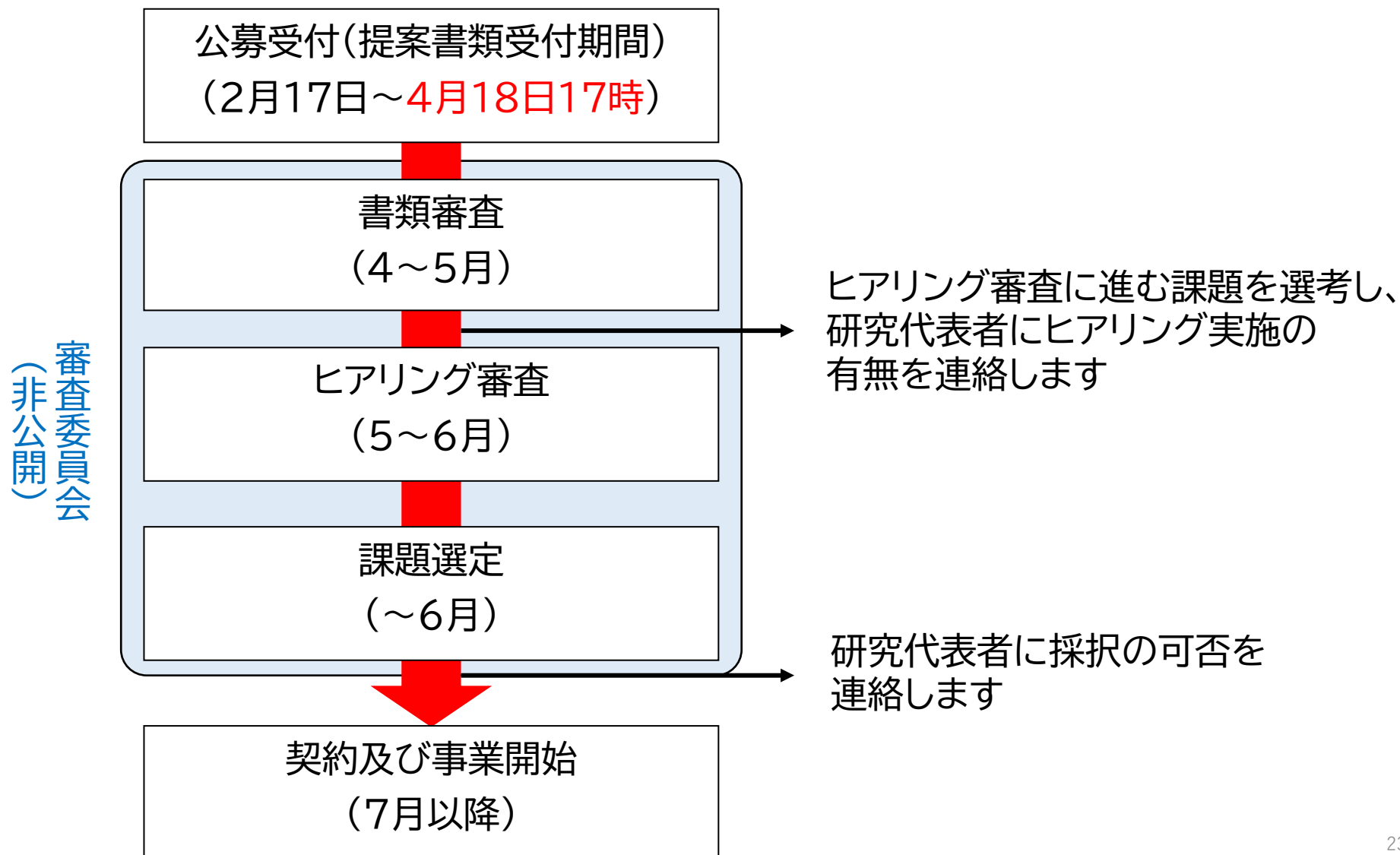
	大規模チーム	異分野連携	若手
②-2 研究体制の妥当性、効率性 (リソース)	・研究を実施するために必要な人材、研究体制(研究連携)、施設・設備等が確保されているか。3項公募の対象(1)『チーム構成および研究代表者に求められること』の趣旨に合致していること。		
	・社会実装等を見据えた産学官の連携体制が構築されているか。	・異分野の専門家、企業が体制に含まれているか。異分野の研究者が応募した場合は原子力分野の専門家、企業が体制に含まれているか。	-
	・人文・社会科学や他分野の新興領域を含め、幅広い分野の知見の取込みや異分野融合をめざす体制、取組となっているか。	-	-
③ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価(最大1.1点の加点)			
③ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)等を受けていること。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 		
④ 研究費用の妥当性、効率性(コスト) 適・否評価にて評価 → 否の場合、コメントの理由を記載し、ヒアリング審査の評価での質問事項とする。			
④ 研究費用の妥当性、効率性 (コスト)	・適切な実施規模であり、効率的な研究計画となっているか。不必要な施設・設備等を研究計画に組み入れていないか。		
	・人件費、設備購入費など費用の目的、必要性が明確に記載されているか。		

6. 審査基準について

	大規模チーム	異分野連携	若手
⑤ 追加措置申請に関する評価(①から④とは別に評価)S,A,B,C評価			
⑤ 追加措置申請に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> 追加措置により、より研究目標の達成に資する研究成果が期待できるか。 研究目標の達成のため、追加措置による研究項目が過不足なく設定されているか。 追加措置を実施するうえで必要な人材、研究体制(研究連携)、施設・設備等が確保されているか。 追加措置が適切な予算規模で行われ、効率的な研究計画となっているか。 	-	

7. 審査の進め方・スケジュールについて

課題の採択に当たっては、PD・PO及び外部有識者により構成される審査委員会において採択課題候補案を選定し、文部科学省が採択課題を決定します。



7. 審査の進め方・スケジュールについて

【提案書類受付】

- ・提案書類受付期間は令和7年2月17日(月)～令和7年4月18日(金)17:00(厳守)
- ・提案書類の提出は、e-Rad(府省共通研究開発管理システム)による方法とし、提案書類は提案書類受付期間内に登録してください。

【ヒアリング審査】

- ・ヒアリング審査は、書類審査によって選考された課題のみ実施します。
- ・また、ヒアリング審査までに、追加資料の提出を求める場合があります。
(書類審査での質問事項に回答していただく場合がございます)
- ・採択課題はこれらの審査結果を踏まえ、審査委員会における合議により選定します。

【採択】

- ・支援業務実施機関から、研究代表者に対して審査結果(採択の可否)の通知書を送付します。なお、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けません。
- ・また、採択に当たっては、課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

8. 課題の管理と評価について

課題の管理と評価

PO(プログラムオフィサー)は**研究代表者とともに研究を推進する立場**として担当する各領域等においてマネジメントを行います。POが中心となり課題の進捗状況を把握し、**必要に応じ研究計画の見直し等**を行う研究代表者のアドバイザーとして適切な課題管理を実施します。

(1) 課題管理 **すべてのカテゴリー**

毎年度委託業務成果報告書等を提出していただきます。POや外部有識者等による進捗状況の確認や研究実施場所等における研究状況の確認を行います。経理面の確認も随時研究実施場所等で行います。また、成果について、報告会等での報告を求める場合があります。

(2) ワークショップ等への参加 **すべてのカテゴリー**

NEXIPの一環として開催される幅広い分野・セクターのステークホルダーが参画するワークショップやシンポジウム、研究開発の連携促進・相乗効果を目指した横断的な活動やアウトリーチ活動等への参画・発信を求める場合があります。

(3) ステージゲート評価(中間評価) **大規模チーム**

事前に提出いただいた事業計画に基づき3年度目にステージゲート評価を実施し、その結果を公表します。ステージゲートで設けた基準に達していない場合は、4年度目以降の事業の継続を認めない場合があります。

8. 課題の管理と評価について

課題の管理と評価

(4) 延長審査

異分野連携

若手

希望する場合、3年度目の時点で最大2年分の延長計画を提出し、延長審査にて延長ステージに移行するか否かを審査します。

(5) 事後評価

すべてのカテゴリー

研究期間終了後、事後評価を実施し、その結果を公表します。

(6) フォローアップ調査

すべてのカテゴリー

実施期間終了後、本事業の有効性や成果を評価するために、採択された課題について、フォローアップ調査を行う場合があります。

9. 提案書類の作成について

本事業に応募するにあたっては、**研究代表者**と**事務連絡担当者**を指定してください。提案書類、審査、採択等の連絡は全てこの2名を通じて行います。

※一人の研究代表者が**複数の課題の研究代表者**となって、同時に研究を実施することはできません。

※事務連絡担当者は常に研究代表者と連絡をとることができる研究代表者と**同じ機関に所属する担当者**を指定してください。**研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。**

○提案書類書式等、応募に必要な資料の入手は以下のいずれかで、お願いします。

・文部科学省ホームページ

【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm

・e-Radポータルサイト

【URL】<https://www.e-rad.go.jp/>

・本事業のホームページ

【URL】<https://www.nsystemkoubo.jp>

9. 提案書類の作成について

提案書類の提出にあたってはe-Rad(府省共通研究開発管理システム)を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Radポータルサイトを参照してください。

(1)e-Rad使用にあたる事前登録

応募までに研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>)から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。**2週間以上の余裕**をもって手続きをしてください。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手したID、パスワードでe-Radにログインし、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

9. 提案書類の作成について

研究機関に所属しない研究者においては、上記①②によらず、e-Rad上は「研究者(個人登録)」として登録してください。

(2)e-Radでの応募申請

e-Radポータルサイト事務代表者用マニュアル／研究者用マニュアルを参照の上、提案書類を提出してください。

(提案書類(PDF)を受付期間内(令和7年4月18日17時まで)にアップロード)

※なお、その際には所属機関の承認が必要です。**時間に余裕をもって**提出をお願いします。e-Rad上で機関から提出している状態となっているかを必ず確認してください。

※**締切間際はe-Radの負荷が高く、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取って応募を完了ください。**

9. 提案書類の作成について

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要項を熟読のうえ、注意して記入してください。また、提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので注意して作成してください。

(応募書類のフォーマットは変更しない)

応募書類の差替えは固くお断りしています。また、応募書類の返却はしていません。

◎主なポイント

- ・入力する文字のサイズは**10.5ポイント**を用いてください。
- ・数値は原則として半角で入力してください。
(郵便番号、電話番号、金額、人数等)
- ・用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とします。
- ・提案書類は、**通しページ番号を中央下**に必ず付けてください。
- ・文字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

10. 委託契約等について

【契約及び事業開始】

採択された課題については、予算の成立を前提に、文部科学省と研究代表者の所属する機関(受託者)との間において、国の会計年度独立の原則に従い**単年度ごと**に委託契約を締結することになるとともに、**科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領**に基づいて契約を締結することになります。契約を締結するにあたっては、その内容(経費の積算を含む。)が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても取消しとなることがあります。

文部科学省国家課題対応型研究開発推進事業
原子カシステム研究開発事業

事業のご案内 | 研究分野 | 研究成果 (成果報告会など) | 中間・事後評価 | 新規公募 | Q&A | お問い合わせ

HOME > 事業のご案内

事業のご案内

～(中略)～

各種要領

- 最新版 (令和6年3月改正)
 - ▶ [科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領](#) (PDF1806KB) ←
 - ▶ [事務処理要領、契約書\(様式1\)](#) (MS WORD96KB)
 - ▶ [業務計画書\(様式2\)～様式52](#) (MS WORD479KB)
 - ▶ [競争的資金における使用ルール](#) (MS WORD100KB)
 - ※新旧対照表は[こちら](#) (PDF193KB)
- 改定前 (令和5年3月改正 (令和5年10月追記))
 - ▶ [科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領](#) (PDF1958KB)
 - ▶ [事務処理要領、契約書\(様式1\)](#) (MS WORD93KB)
 - ▶ [業務計画書\(様式2\)～様式52](#) (MS WORD473KB)
 - ▶ [競争的資金における使用ルール](#) (MS WORD100KB)
 - ※新旧対照表は[こちら](#) (PDF328KB)

最新の**科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領**は本事業ホームページの「**事業のご案内**」ページ下層よりご確認いただけます

10. 委託契約等について

【契約及び事業開始】

また、研究進捗状況等に関するPOの評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更等を行うことがあります。

なお、国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、採択されたとしても**契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。**

再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

(1) 委託費の範囲

文部科学省が負担する研究に要する経費の範囲は、国内の大学、研究機関、企業等が行う研究に係る直接経費及び間接経費とします。間接経費は**直接経費の30%**とします。

間接経費とは・・・研究開発の運営、成果の取りまとめ等、間接的に必要となる経費

10. 委託契約等について

【契約及び事業開始】

(2) 委託費の積算

研究に必要な経費を研究項目ごとに算出し、総額を計上してください。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うもの
とします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を
概算払いすることができます。

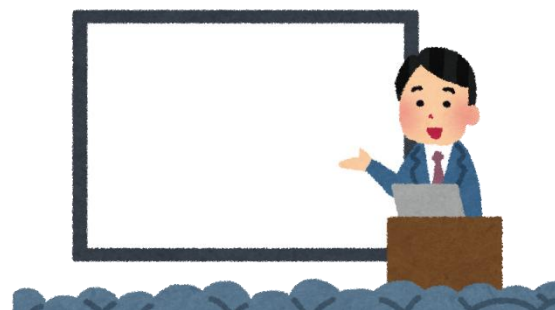
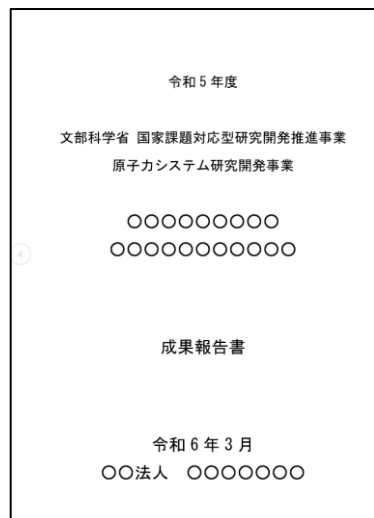
10. 委託契約等について

【研究成果の取扱い】

(1) 委託業務成果報告書の提出

受託者は、**毎年度**の研究成果をとりまとめた**委託業務成果報告書**を、**電子媒体** (Windows版のコンパクトディスク(CD-R)等)で提出していただきます。

電子媒体は、ファイル形式をPDF形式とします。委託業務成果報告書は、文部科学省の図書館や本事業のホームページ等で公開されるほか、**成果については支援業務実施機関が主催する成果報告会等で発表を求めることがあります。**



成果報告会やNEXIP交流会等
での発表

10. 委託契約等について

【研究成果の取扱い】

(2) 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で取決めてください。

(3) 成果の利用

事業の成果を利用(成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等)できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、**国内外に係わらず請負先は利用できません。**

10. 委託契約等について

【取得資産の取扱い】

(1) 所有権

委託費により取得した資産の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転していただきます。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品の無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行ってください。

(2) 研究終了後の設備備品等の取扱い

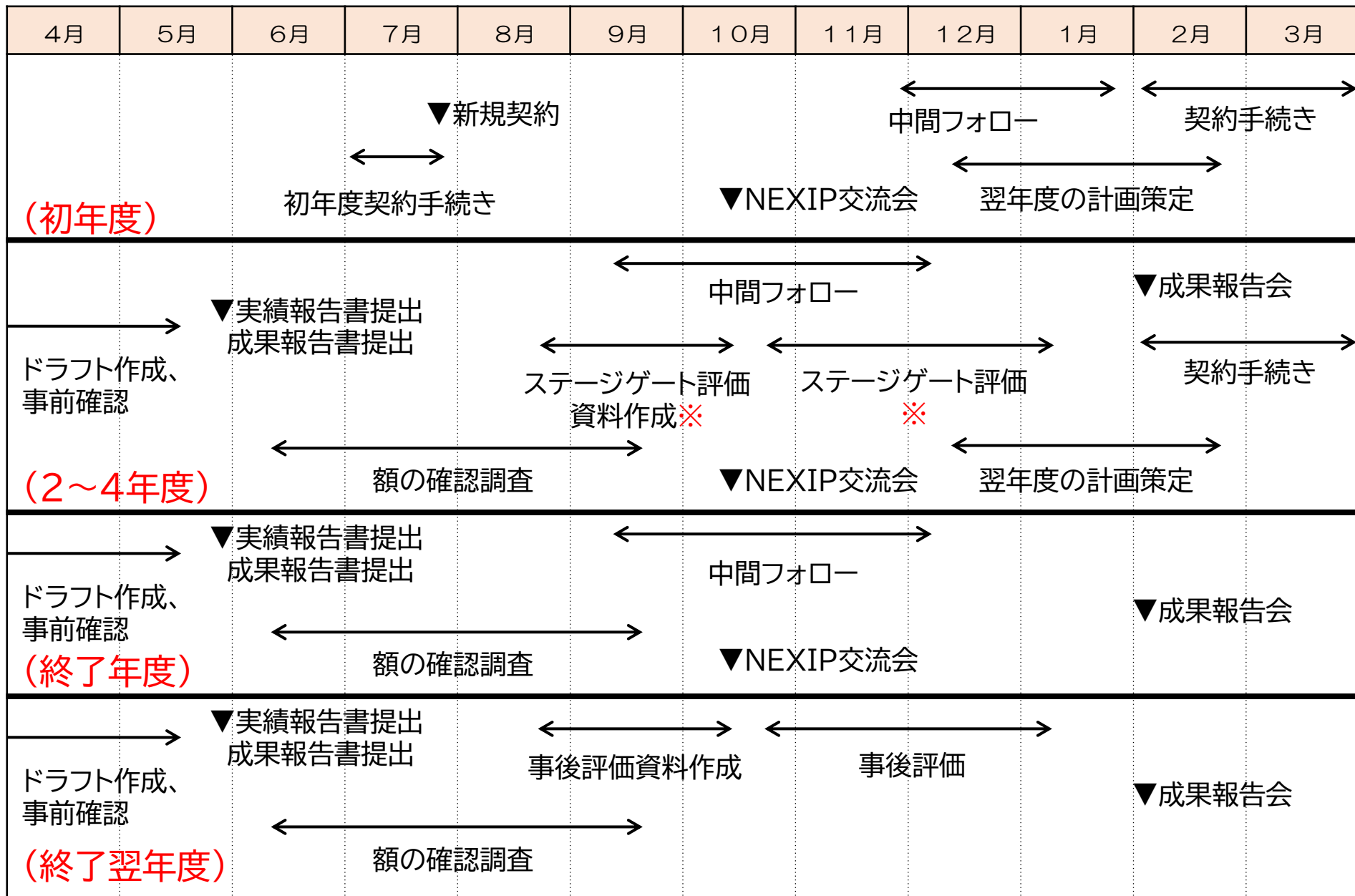
研究終了後における設備備品等の資産の取扱いについては、別途文部科学省との協議となります。

(3) 放射性廃棄物等の処分

委託業務の実施により発生した放射性廃棄物等は、受託者の責任において処分してください。

11. 年間スケジュールイメージについて

大規模チーム

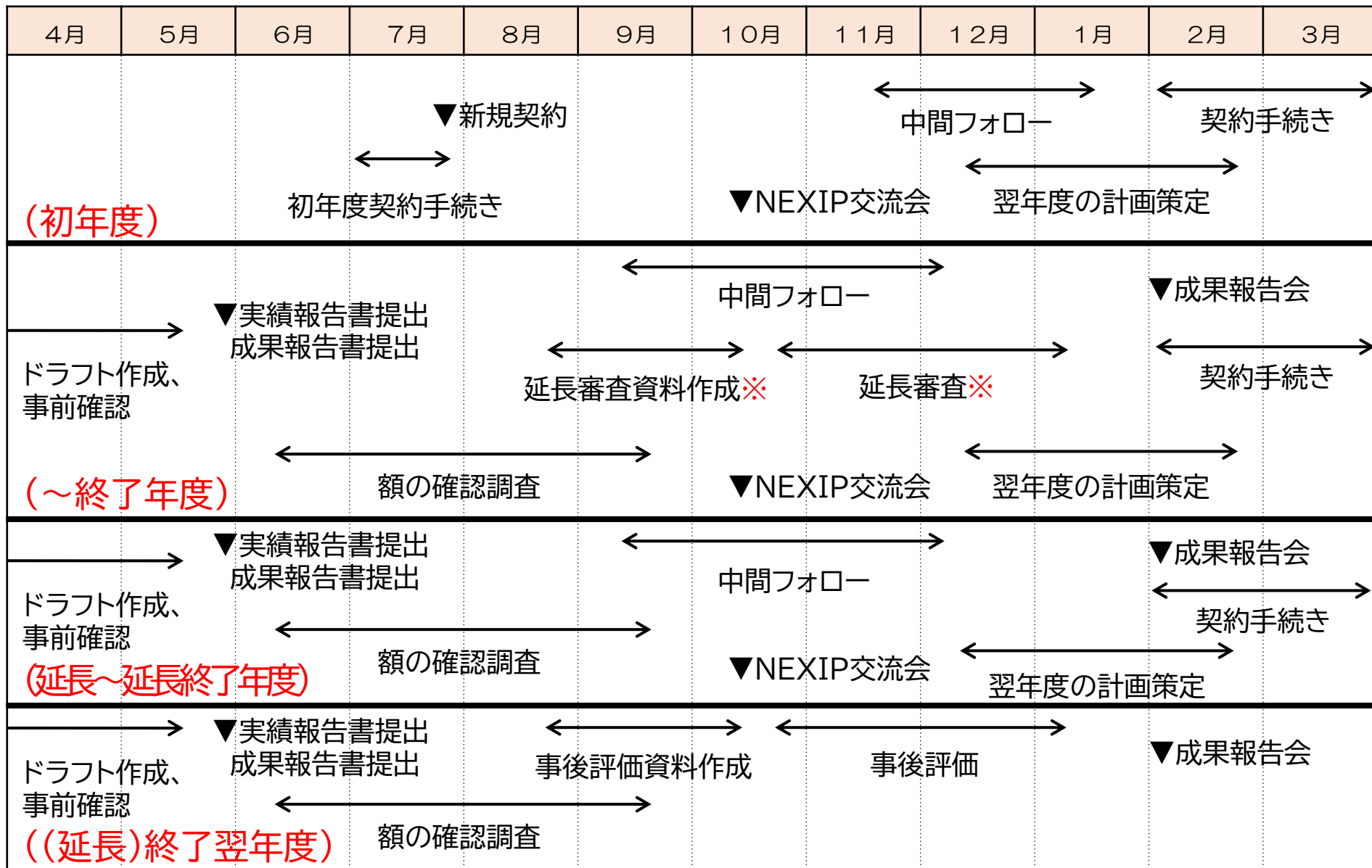


※3年度目にステージゲート評価(中間評価)を実施します

11. 年間スケジュールイメージについて

異分野連携

若手



※終了年度(3年度目)に研究期間の延長を希望する場合は延長審査を実施します

※(延長)終了年度は翌年度の計画策定、契約手続きはございません

11. 年間スケジュールイメージについて

【研究管理について】

- 全ての課題について、**毎年度、委託業務成果報告書**等を提出して頂きます。
- POや外部有識者等による進捗状況の確認や課題実施場所等における研究状況の確認(中間フォロー)を行います。
- 経理面の額の確認調査も課題実施場所等で行います。
- 成果については成果報告会やNEXIP交流会等で報告などを求めます。
- 研究内容をわかりやすくまとめて頂き、HP等で紹介しております。
- 研究期間終了後、全ての課題について**事後評価**を行います。
(延長した課題は延長終了の翌年度に事後評価を行います)

12. 申請様式の記入例について(別紙)

申請様式の記入例について

別紙「R7原シス 様式の記載方法について.pdf」

にてご説明させていただきます。

提出時には、四角で囲まれた注意書きは削除してください。
以下同様。(背景を黄色にしています)

(様式1)

「国家課題対応型研究開発推進事業」
原子力システム研究開発事業 () 申請書

()内は「大規模チーム」「異分野連携」「若手」よりいずれか該当するものを記入してください。

課題名			
申請機関	機関名	役職名	氏名
	代表者		
研究代表者	所在地	〒	
	フリガナ氏名		役職名
研究代表者	所属部署名		
	連絡先	Tel.	Fax. E-mail
	勤務先住所	〒	
事務連絡担当者	フリガナ氏名		
	所属部署名		
	連絡先	Tel.	Fax. E-mail
再委託先機関研究責任者	フリガナ氏名		役職名
	所属部署名		
	連絡先	Tel.	Fax. E-mail
課題概要	課題の概要について明瞭かつ簡潔に記載してください。(400字程度)		
	追加措置(増額)をご希望の場合、措置の概要について明瞭かつ簡潔に記載してください。(400字程度)		
<p>追加措置(増額)をご希望の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模チーム」「異分野連携」では追加措置の内容、どれだけの成果が期待できるかを記載願います。 「若手」では追加措置により見込まれる成果、必要性含む申請に至る理由等を記載願います。 <p>「大規模チーム」「異分野連携」では追加措置は審査によって認められる場合もあるため、研究に必須の項目ではなく、オプションな項目を申請願います。</p>			

正式名称を記載ください。

(参考)審査基準について

すべてのカテゴリー

③(参考)ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価 0点~1.1点

※研究代表者の所属する機関が認定等されている場合に加点になります。

※応募する提案書類にワーク・ライフ・バランス等の取組に関する証明書類、認定書類が添付されていない場合は加点されません。

認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行います。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等



認定段階1
0.44点



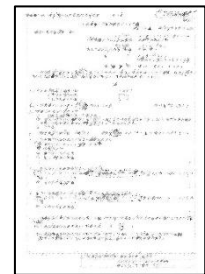
認定段階2
0.66点



認定段階3
0.88点



プラチナえるぼし
1.1点



行動計画策定済
0.22点

(参考)審査基準について

すべてのカテゴリー

- ③(参考)ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価 **0点~1.1点**
○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定
(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

くるみん認定①
(平成29年3月31日までの基準) **0.44点**

トライくるみん認定 **0.66点**

くるみん認定②
(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) **0.66点**

くるみん認定③
(令和4年4月1日以降の基準) **0.88点**

プラチナくるみん認定 **1.1点**



(参考)審査基準について

すべてのカテゴリー

③(参考)ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価 0点~1.1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律
(若者雇用促進法)に基づく認定

ユースエール認定 0.88点



○該当する認定等を有しない 0点

①研究目標の妥当性および研究成果、発展性(ターゲット・ゴール)
… 1点 ~ 10点

②研究計画、体制の妥当性、効率性(アプローチ・リソース)
… 1点 ~ 10点

③ワークライフバランス … 0点 ~ 1.1点

21.1点満点

(参考)審査基準について

すべてのカテゴリー

④(参考)研究費用の妥当性、効率性 (コスト) ※基本額申請分

①～③の評価とは別に評価いたします

- ・適切な実施規模であり、効率的な研究計画となっているか。不必要な施設・設備等を研究計画に組み入れていないか。
- ・人件費、設備購入費など費用の目的、必要性が明確に記載されているか。

適 : 審査基準の要求を満たしている。

否 : 審査基準の要求を満たしていない。

「否」の場合、審査員によるコメントがヒアリング審査での質問事項となる場合があることに留意ください。

(参考)審査基準について

大規模チーム

異分野連携

⑤(参考)追加措置申請に関する評価

追加措置申請(追加措置額を希望)がある場合、評価します。

以下の観点で追加措置の研究成果、計画、体制、費用について評価する。

- ・追加措置により、研究目標の達成に資する更なる研究成果が期待できるか。
- ・研究目標の達成のため、追加措置による研究項目が過不足なく設定されているか。
- ・追加措置を実施するうえで必要な人材、研究体制(研究連携)、施設・設備等が確保されているか。
- ・追加措置が適切な予算規模で行われ、効率的な研究計画となっているか。

S : 追加措置により極めて優れた成果が期待できる。

A : 追加措置により優れた成果が期待できる。

B : 追加措置により相応の成果が期待できる。

C : 追加措置により成果がほとんど期待できない。

※追加措置を前提とした提案とならないようご注意願います。